

区は「所有者の同意なしに盛土が出来る」理由を別の裁判で撤回した国の見解をそのまま提出 裁判所より求められていた「住民の同意不要」の江戸川区の書面（第二次仮換地処分取消し訴訟）

6月5日（金）午前11時、「江戸川区スーパー堤防仮換地処分取消訴訟」の第6回口頭弁論が谷口豊裁判長の下、霞ヶ関の東京地裁803号法廷で開かれました。

裁判長が原告、被告からそれぞれ出された書面を確認、その中で小島弁護団長が「別訴（国と区を相手にスーパー堤防事業の差止と損害賠償請求訴訟）で国が取下げた見解をそのまま主張しているが、江戸川区は河川法上でも争うのか。所有者の同意について国は主張しない、と言っているのに区はそれを主張するとしているのは分からない」と追及しました。

それに対し区側は、「盛土の法的根拠を問われているのでそうした。原告が違法と言っていることに対し証明

「建設委員会傍聴記」 掲載再開のお知らせ

統一地方選挙結果を受けて江戸川区議会の新たな構成も決まり、建設委員会のメンバーも決まりました。
陳情審査開始の委員会が6月30日から始まります。その審査の模様を「建設委員会傍聴記」で紹介して行きます。ご期待ください。



「/する必要は無い」と反論。小島団長が「区が施工者として国に盛土工事をやらせているのだから、区として住民の同意をどう考えているのか、と聞いている」と問うと、区の被告代理人は、「スーパー堤防は国の事業だから江戸川区として表明する必要は無い」と開き直りの弁論。すかさず小島団長は「国に工事をさせているのは江戸川区だ。区が見解を示すべきだ」と主張し、激しい応酬のあと、区は「国の見解と同じ」と認めました。

**江戸川区スーパー堤防事業差止等請求訴訟
第3回東京地裁口頭弁論**
期日：2015年8月7日（金）
午後3時（抽選：午後2時半）
場所：東京地方裁判所 101号法廷
交通：東京メトロ「霞ヶ関」下車
A-1出口 徒歩1分

次回の弁論は101号大法廷で行われます。国の被告代理人が提出書面の主張を取下げ、調書を取られたり、区の主張と食い違ったり30分のドラマを見るようです。

**スーパー堤防事業仮換地処分取消し訴訟
第6回東京地裁口頭弁論**
期日：8月26日（水）
午前11時
場所：東京地方裁判所
803号法廷
交通：東京メトロ
「霞ヶ関」下車
A-1出口
徒歩1分